

ソフトウェア使用許諾契約書

有限会社デジタル工房Kinos(以下「弊社」と記載します)は、お客様に、本使用許諾契約書(以下「本契約書」と記載します)に基づいて提供する本ソフトウェア「定量判定ツール Tele Comparator Tool 判」(以下「本ソフト」と記載します)を使用する権利を下記条項に基づき許諾します。

記

(契約の成立)

第1条 お客様が、本ソフトの全部又は一部をコンピュータのハードディスク等の記憶装置へ保存したとき、又は本ソフトを使用したときは、本契約の締結に同意したものとみなされ、本契約は成立し効力を生ずるものとします。

(著作権の帰属)

第2条 本ソフトに関する著作権等の知的財産権は、すべて弊社に帰属します。

(使用権の許諾)

第3条

1. 弊社は、お客様に対し、本契約の期間中、本契約の条項に従って、本ソフトを使用する非独占的な本ソフトの使用を許諾します。
2. お客様は、お客様のコンピュータに搭載されたハードディスクその他の記憶装置に本ソフトをインストールし、使用することができます。

(禁止事項)

第4条

1. お客様は、本ソフトの全部又は一部を複製することはできません。
2. お客様は、本ソフトの改変、翻案、他のソフトウェアと組み合わせる行為、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルをすることはできません。
3. お客様には、第三者に対し本ソフトの使用を許諾し、又は第三者に対し本ソフトを販売、貸与することはできません。
4. その他本契約で許諾された範囲を超えた本ソフトの使用をすることはできません。

(免責)

第5条

1. 弊社は、お客様に対し、本ソフトに関して、その動作、商品性、特定用途への適合性その他一切の保証及び保守サービスを行いません。
2. 弊社は、お客様及び第三者が本ソフトに関連して直接又は間接に被ったいかなる損害についても、一切責任を負いません。お客様は、本ソフトの使用に関連して第三者からお客様になされた請求に関連する損害、損失あるいは責任より弊社を免責するものとします。
3. 弊社は、お客様が弊社に支払った本ソフトの使用料について、いかなる事由による場合でもお客様に返還しません。

(監査)

第6条

1. お客様は、弊社から本ソフトの使用状況について報告を求められたときは、直ちにその状況を報告しなければなりません。
2. 弊社は、監査を実施する必要があると判断した場合、お客様の事前承諾を得ることなく、本ソフトの使用状況について弊社又は弊社から委託を受けた第三者による監査を実施することができます。なお、監査の実施に当たり必要となる費用はお客様に負担して頂きます。

(契約の終了)

第7条

1. お客様は、本ソフトを自らの費用でコンピュータのハードディスク等の記憶装置及びメモリーからすべて消去すること及び破棄証明書を弊社に提出することにより、本契約を終了させることができます。
2. お客様が本契約のいずれかの条項に違反したときは、弊社は、お客様に対し何らの通知、催告を行うことなく直ちに本契約を終了させることができます。
3. お客様は、本契約終了後にお客様が本件ソフトの使用を継続しないことを担保するため、弊社が本件ソフトウェアについて予め必要な技術的措置を講じることに了承致します。

(合意管轄)

第8条 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。